



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1301	身体障害者福祉法による医師の指定	(障害福祉課).....	1
1302	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課).....	1
1303	鳥獣捕獲等事業の認定の有効期間の更新	(果樹園芸課).....	2
1304	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	3
1305	〃	(〃).....	3
1306	〃	(〃).....	4
1307	〃	(〃).....	4
1308	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	(〃).....	4
1309	建設業の許可の取消し	(技術調査課).....	5
1310	道路の区域変更	(道路保全課).....	5
1311	道路の供用開始	(〃).....	6
1312	道路の位置の指定	(都市政策課).....	6
1313	〃	(〃).....	6

○ 海区漁業調整委員会指示

4	イサキ資源保護のための水産動植物の採捕禁止	6
---	-----------------------	-------	---

○ 公告

	軽油引取税免税証の無効	(税務課).....	8
--	-------------	------------	---

告 示

和歌山県告示第1301号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成30年12月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	指 定 年月日	診断する身体障害の種類														
					視 覚	聴 覚	平 衡	音 声 言 語	そ し ゃ く	肢 体	心 臓	腎 臓	呼 吸	又 は 直 腸 う	小 腸	免 疫	肝 臓		
所忠男	外科	くしもと町立病院	東牟婁郡串本町サング台69-1-7	平成30.11.29											○	○			
山口将則	整形外科	海南医療センター	海南市日方1522-1	平成30.11.29							○								
大谷篤史	眼科	おおたに眼科	岩出市中迫264-1	平成30.11.29	○														

和歌山県告示第1302号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成30年12月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワかつらぎ店

和歌山県伊都郡かつらぎ町佐野884番地1外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

3 変更する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 230台

(変更後) 113台

(2) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 39.0㎡

(変更後) 85.5㎡

4 変更年月日

(1) 平成31年7月28日

(2) 平成30年11月28日

5 変更する理由

(1) 従業員専用の駐車場を確保することにより、来客用の駐車台数が減少するため

(2) 荷さばき施設を追加するため

6 届出年月日

平成30年11月27日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県伊都振興局地域振興部企画産業課（橋本市市脇四丁目5番8号）

かつらぎ町産業観光課商工観光係（伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2160番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成30年12月14日から平成31年4月15日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1303号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第18条の8第2項の規定に基づき、鳥獣捕獲等事業の認定の有効期間の更新をしたので、次のとおり公示する。

平成30年12月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 認定の有効期間の更新年月日
平成30年12月11日
- 2 認定の有効期間の更新を受けた鳥獣捕獲等事業を実施する者（以下「認定鳥獣捕獲等事業者」という。）の名称及び住所並びに代表者の氏名等
 - (1) 名称及び住所
一般社団法人和歌山県猟友会
和歌山県和歌山市湊通り丁南四丁目18番地
 - (2) 代表者の氏名
尾上貞夫
 - (3) (1) の認定鳥獣捕獲等事業者は、法第18条の5第1項第2号の基準に適合するものである。

和歌山県告示第1304号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年12月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1305号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年12月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1306号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年12月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1307号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年12月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1308号

平成30年和歌山県告示第1204号（以下「告示第1204号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定

により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成30年12月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

鈴木美智代

深瀬満子

田津哲也

畑中圭吾

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1204号のとおり

和歌山県告示第1309号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、次の者について建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成30年12月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 取消年月日 平成30年12月3日

2 取消処分を受けた者

(1) 商号 株式会社信濃組

(2) 代表者氏名 信濃兵造

(3) 主たる営業所の所在地 日高郡日高川町大字高津尾1400番地の11

(4) 建設業許可番号 和歌山県知事許可（般特-28）第11252号

3 取消しの原因となった事実

元代表取締役が、代表取締役であった当時、道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定に違反したことにより和歌山地方裁判所御坊支部から懲役10月執行猶予5年の判決を受けてその刑が確定し、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者に該当していたことが判明した。

このことが、建設業法第29条第1項第2号に該当すると認められる。

和歌山県告示第1310号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年12月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 温川田辺線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市伏菟野字見行359番1地先から同市伏菟野字見行356番地先まで	旧	3.00 } 6.60	29.50	

同上	新	5.40 ? 9.90	29.50	
----	---	-------------------	-------	--

和歌山県告示第1311号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年12月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 温川田辺線

供用開始の区間 田辺市伏菟野字見行359番1地先から同市伏菟野字見行356番地先まで

供用開始の期日 平成30年12月14日

和歌山県告示第1312号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成30年12月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3412	海南市多田字塚本132番1の一部、133番1の一部、134番1の一部、134番2の一部、136番1の一部	和歌山市中之島1518番地中之島801ビル5階 ヤマイチエステート株式会社 代表取締役 山田茂	平成 30.12.4	6.01	93.37

和歌山県告示第1313号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成30年12月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3437	岩出市新田広芝字村前275番1の一部、279番1の一部	和歌山市太田二丁目8番11号 株式会社幸福建設 代表取締役 吉田武弘	平成 30.12.4	6.00	23.85
				6.00	29.45

海区漁業調整委員会指示

和歌山海区漁業調整委員会指示第4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、イサキ資源保護のため、次のとおり指示する。

平成30年12月14日

1 指示の内容

2の期間内は、(1)に掲げる区域内にあってはイサキを、(2)に掲げる区域内にあっては全ての水産動植物を採捕してはならない。

(1) 下表のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線に囲まれた区域

位置	番号	緯度(北緯)	経度(東経)
御坊市名田沖	ア	33度50.122分	135度09.918分
	イ	33度50.123分	135度10.064分
	ウ	33度49.980分	135度10.066分
	エ	33度49.979分	135度09.919分
印南町印南沖	ア	33度48.332分	135度12.931分
	イ	33度48.272分	135度13.086分
	ウ	33度48.161分	135度13.025分
	エ	33度48.221分	135度12.870分
印南町島田沖	ア	33度46.725分	135度15.025分
	イ	33度46.602分	135度15.026分
	ウ	33度46.602分	135度14.879分
	エ	33度46.724分	135度14.878分

(数値はいずれも世界測地系)

(2) 下表のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線に囲まれた区域

位置	番号	緯度(北緯)	経度(東経)
御坊市名田沖	ア	33度50.079分	135度09.970分
	イ	33度50.080分	135度10.013分
	ウ	33度50.023分	135度10.014分
	エ	33度50.023分	135度09.971分
印南町印南沖	ア	33度48.275分	135度12.957分
	イ	33度48.251分	135度13.017分
	ウ	33度48.219分	135度12.999分
	エ	33度48.243分	135度12.938分
印南町島田沖	ア	33度46.681分	135度14.973分
	イ	33度46.645分	135度14.974分
	ウ	33度46.645分	135度14.931分
	エ	33度46.681分	135度14.930分
田辺市目良沖	ア	33度43.691分	135度20.640分
	イ	33度43.635分	135度20.754分
	ウ	33度43.712分	135度20.808分

	エ	33度43.768分	135度20.695分
白浜町瀬戸沖	ア	33度41.036分	135度19.842分
	イ	33度40.938分	135度19.928分
	ウ	33度41.023分	135度20.066分
	エ	33度41.121分	135度19.980分

(数値はいずれも世界測地系)

2 指示の期間

平成31年1月1日から平成32年12月31日まで

公 告

公 告

次の軽油引取税免税証は、紛失した旨の届出があったので、平成30年11月3日以降無効とする。

平成30年12月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

免税証の種類	業 種	記 号 番 号	枚 数	有 効 期 限	交付した事務所	紛失年月日
200リットル券	船舶	和歌山県 4515685 } 4515686	2枚	平成30年8月1日から 平成31年1月31日まで	紀北県税事務所	平成30年11月3日
100リットル券	船舶	和歌山県 4515689 } 4515693	5枚	平成30年8月1日から 平成31年1月31日まで	紀北県税事務所	平成30年11月3日
50リットル券	船舶	和歌山県 4515698 } 4515699	2枚	平成30年8月1日から 平成31年1月31日まで	紀北県税事務所	平成30年11月3日
20リットル券	船舶	和歌山県 4515705	1枚	平成30年8月1日から 平成31年1月31日まで	紀北県税事務所	平成30年11月3日
10リットル券	船舶	和歌山県 4515708 } 4515713	6枚	平成30年8月1日から 平成31年1月31日まで	紀北県税事務所	平成30年11月3日

※ 記号番号は、免税証（表面）の8桁目から14桁目までの数字です。